

ご利用いただける方		年輪クラブ会員のお客さま ※「年輪クラブ会員」とは、当組合普通預金口座に各種公的年金振込のご指定をいただいているお客さまです。														
預入期間		1年 ※満77歳以降は、自動継続（元金継続）のお取扱いができます。														
預入	預入方法	一括預入														
	預入金額	1円以上350万円以内														
	預入単位	1円単位														
払戻方法		満期日以後に一括して払戻いたします。														
利息	適用金利	古希・喜寿などの長寿お祝い年（満年齢）に、お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率に0.15%上乗せいたします。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>満年齢</th> <th>お祝い</th> <th>上乗せ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60歳</td> <td>還暦</td> <td rowspan="5">0.15%</td> </tr> <tr> <td>65歳</td> <td>(特別設定)</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>古希</td> </tr> <tr> <td>77歳</td> <td>喜寿</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※77歳以降は毎年</td> </tr> </tbody> </table>	満年齢	お祝い	上乗せ利率	60歳	還暦	0.15%	65歳	(特別設定)	70歳	古希	77歳	喜寿	※77歳以降は毎年	
		満年齢	お祝い	上乗せ利率												
60歳		還暦	0.15%													
65歳		(特別設定)														
70歳	古希															
77歳	喜寿															
※77歳以降は毎年																
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。														
	利払方法	満期日以後に一括してお支払いたします。														
税金		お受取利息には、20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。また、適格の方は「マル優」の取扱ができます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。														
期限前解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率により計算した利息とともに払戻いたします。 (1) 預入後6ヶ月未満で解約する場合 … 解約時における普通預金利率 (2) 預入後6ヶ月以降に解約する場合 … 約定利率（注）×50% （注）この場合の約定利率とはお預入日の店頭表示利率となります。														
金利情報の入手方法		各営業店窓口設置の金利表示ボードでご確認いただくか、直接窓口へご照会ください。 また、当組合ホームページでもご確認いただけます。														

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は年金振込ご指定の営業店でのみお取扱させていただきます。 ・新たに年金振込をご指定の方もご利用いただけます。 ・この商品のお預り中に、年金振込先の変更等により当組合口座への年金振込が停止した場合には、お預入日にさかのぼり店頭表示利率に変更させていただきます。 ・満期日以後のお利息は解約日の普通預金利率により計算いたします。 ・自動継続後の利率は継続日における店頭表示利率をもとに適用いたします。 ・この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。 【長崎三菱信用組合 経営管理本部】 受付時間 : 9時～17時（祝日および当組合休業日は除く） 電話 : 0120-324-892（フリーダイヤル） なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 (https://www.ryo-sin.co.jp/) ・紛争解決措置 福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く） 電話 : 03-3567-2456 住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

